

新型コロナウイルス感染症対策

2020年度における講義などの実施にかかるガイドライン（第2版）

新型コロナウイルスへの感染者は、世界各地に急激に広がっており、喫緊の課題として積極的に感染拡大の防止に取り組まなければならない状況にあります。

4月・5月に感染爆発、医療崩壊の防止のために出されていた「緊急事態宣言」解除後、世界的な流行が続いていることなどからも、引き続き、長期的な対策を求められています。厚生労働省では、5月4日「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」から新しい生活様式が提案され、大阪府では独自に「大阪モデル」が設定されています。本学におきましても、学生や教職員の皆様が、感染症に関する社会ニーズに対応しながら、安全に経済活動を維持できるように、2020年6月以降、新たに行動指針を追加いたします。

1. 感染防止の方針 ※参考 文部科学省通知 堺市 HP 松江市 HP

短大の講義においては、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集近距離での会話や発話）が同時に重なる場」を避け、保健管理や環境衛生を良好に保つような取り組みを進め、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。発熱などの体調不良の学生には、状況に応じて公欠の配慮を行う。

学生が安全に修学を行い不利益が最小限になるよう持続可能な形で柔軟に感染対策を実施していく。

◇「3つの条件が同時に重なる場」をつくらず、授業等を実施する 2020.6.9 追記

①換気の悪い密閉空間にしない

- ・講義中最低でも30分に1回の換気
(窓および反対側扉の両方を10分以上開ける。談話室、図書館等を含む)

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

- ・学生同士の座席がお互いに離れるようにする(座席は1つおき以上になるよう指導する)
- ・人と人の間はできるだけ2m(最低1m)空ける

③近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える

- ・マスクを着用する
- ・会話をする時は、可能な限り真正面を避ける
- ・マスクを着用しない場合、教員は学生との距離を2メートル以上取れるよう意識する。また学生の不安にも配慮し、あらかじめ受講学生に断りをしてから講義を行う。
- ・ディスカッション形式の講義時には特に学生がマスクを着用しているかに注意する。マスクの着用がない場合は、別の方法を検討する。

◇風邪の症状がみられるときは 2020.6.9 修正

咳や発熱(37.5度以上)など風邪の症状がみられる場合は、無理して通学や出勤をせず、学生及び教職員は、「行動報告様式」に基づいて大学に連絡する。その後、マスクを着用し、医療機関に受診する。症状の消失、もしくは、診断が確定するまで、通学・出勤は控える。大学への連絡があれば、状況に合わせて、公休措置を行う。

資料1 『新型コロナウイルス感染症に関する情報 行動報告様式』

◇学生または教職員の感染が判明した場合は

学生または教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、公休・公欠の措置を行う。合わせて、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大状況、感染経路の明否等を確認しつつ、関係機関と十分に相談の上、臨時休業についても検討する。

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

2. 講義等の実施について

感染防止の方針を満たすため、弾力的な教育方法を実施する。

○感染防止の方針を満たす講義等の場合、通常のスケジュールで実施する。

○感染防止の方針を満たすことが困難な講義や演習、実習については、時期の延期、規模の縮小や方法の変更を検討する。その際、影響を受ける学生と影響を受けない学生の差が生じないように十分配慮するとともに、学生に対して十分な説明を行う。

3. 講義に参加するに当たって

6 月以降、短大での講義参加に際しては、以下のことを十分留意してください。

◇学生の皆様 2020 年 6 月 9 日修正

- (1) 新型コロナウイルスのパンデミック状況が落ち着くまで、感染症に対する意識を高めると共に、毎日、体温測定と手洗い・含嗽（がんそう＝うがい）の励行、咳エチケットの徹底、人込みは避け、不要不急の外出を控える等感染拡大防止策を講じるようにしてください。
- (2) 入室時はアルコール消毒液による手の消毒を行い、利用した机や電子黒板等機材は次の人の利用のため、**消毒**を心がけてください。
- (3) 発症した学生には、学校保健安全法に基づき治癒するまで出席停止の措置を取ります。授業・試験を欠席する学生には、不利益が生じないよう配慮しますので、体調不良時には心配せず、教職員に相談してください。

◇教職員の皆様

- (1) 新型コロナウイルスのパンデミック状況が落ち着くまで、感染症に対する意識を高めると共に、毎日、体温測定と手洗い・含嗽の励行、咳エチケットの徹底、人込みは避け、不要不急の外出を控える等感染拡大防止策を講じるようにしてください。
- (2) 学科毎に適切な情報を取得し、感染症に対する意識を高めてください。非常勤教職員への情報の周知もお願いいたします。
- (3) 講義実施時は、感染防止の方針を参考に、各教室の消毒液の設置の確認、入出者のアルコール消毒励行、利用した机や電子黒板等機材および机、ドアノブ等の消毒、咳エチケット及びマスクの着用励行などを心がけてください。

※文部科学省、厚生労働省等からの通知等

- ・「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（元文科高第 1259 号令和 2 年 3 月 24 日）
- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（事務連絡令和 2 年 2 月 28 日）

4. 対面講義開始に当たって 「学生生活における新しい生活様式」

4-1. 一人ひとりの意識向上

◇感染に対する基礎知識の向上 ～感染予防の3原則～

感染症は、①病原体（感染源）、②感染経路、③宿主の3つの要因が揃うことで感染します。これらの要因を一つでも取り除くことが重要です。

※学生の皆様には、各学科カリキュラムにおける医学・保健に関する講義でも、早急に講義していただけるようにいたします。

①感染経路の遮断

- ・病原微生物を持ち込まないこと、広げないこと、外部に持ち出さないことを徹底する。

新型コロナウイルスの感染経路の特徴

新型コロナウイルスの主な感染経路は飛沫感染と接触感染といわれている。

飛沫感染：咳やくしゃみにより、細菌やウイルスなどが飛び散り、それを吸い込んで感染する経路。

具体的な対策は、換気、身体的距離の確保、マスク着用。

接触感染：皮膚や粘膜が細菌やウイルスなどに接触することにより感染する経路。

具体的な対策は、手洗い、よく触れる場所の環境整備。

②人間の抵抗力を高める

- ・毎日の健康管理や休養、予防接種などにより、感染源が体内に入っても増殖を抑えられるように、人間の抵抗力を高める。具体的な対策は、毎日の検温など健康管理チェック、規則正しい生活。

③感染源の除去

- ・感染源とわかっているものに対し、素手で触ったりしないこと。

◇一人ひとりの基本的感染対策

生活における感染症は「正しく恐れる」、「ウイルスと共存していく」ことが大切。

福祉の専門職を目指すものとして、感染に関する知識を学び、行動を実践していきましょう。

感染防止の5つの基本

①身体的距離の確保、②マスク着用 ③手洗いの徹底、④免疫力向上、⑤健康管理

- ・一人ひとりが他者との距離が2メートル（最低1m）以上空けられるように留意する
真正面を避けて会話する
- ・マスク着用は自分のためだけでなく、他者を不安から守るためであることを意識する。
- ・いつ感染するか分からない、どこを触るか分からないからこそ、一人ひとりが常にきれいな手で行動する。手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。そうすると、広がらない。
- ・学んで、運動して、休むという規則正しい生活をするのが感染防止につながることを知る。
- ・「健康管理チェックシート」を用いて、毎朝の検温など自分の健康に対する意識を高めておく。

学外の行動への意識向上

- ・遊びに行くなら、屋内より屋外を選ぶ
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる。
- ・感染の流行状況によっては他府県への移動は控える。
- ・発症した時のために、いつ誰とどこで会ったかメモをしておく。（資料1 『「新型コロナウイルス感染症」に関する情報 行動報告様式』）
- ・他府県の感染状況を意識する。

※厚生労働省 「新しい生活様式」実践例参照

4-2. 対面講義について

①人と人の距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・対面授業時は、教員と学生の距離を2m以上空けることを徹底する。
- ・教員の行動変容ができるまでは、場合によっては、フェイスシールドやアクリル板、透明カーテンなどで、学生との間を遮断することも検討する
- ・座席は2m（最低1m）を目安に間隔を空ける。
- ・対人距離を確保できるように、クラスの人数を制限する。必要時、オンラインとの併用も検討する。
- ・換気は窓や扉を2カ所以上、開けることを徹底する。
- ・授業中は基本的にはマスク着用を徹底する。（体調不良者は必ず申し出るよう伝えておく。）

②症状のある方への入室制限

- ・毎朝、自宅で検温
- ・必要時、大学でも検温実施（体調不良にみえる学生、登校後体調不良を訴える、検温の習慣がない学生）
- ・体調管理が習慣になるまでは、「健康管理チェックシート」を用いて指導する
- ・発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状がある人は、すぐに帰宅、病院受診するように呼び掛ける
- ・万が一、感染が発生した場合に備えて、出席者の管理を徹底しておく。
- ・ゲストスピーカーなど学外の方の出入りにも十分配慮する。

③教室などの消毒等

- ・教室や談話室の入り口及びトイレなどに消毒設備を設置する（石鹼、消毒用アルコールなど）
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、エレベーターのボタンなど）など複数の人の手が触れる場所は、使用後に適宜清拭（⑧清掃・消毒の項参照）する
- ・できる限り、一人の学生が同じ教室、同じテーブルを使用するように配慮する。教室移動がある場合は、使用したテーブル、椅子を消毒するよう指導する。
- ・静養室や実習室のシーツは1回使用后、必ず洗濯する。
- ・衣類はこまめに洗濯するように指導する。

④食事時の行動について（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・手や口が触れるようなもの（コップなど）は、個別に用意して共用しないよう指導する
- ・対面での食事をできる限り避け、大きな声で話さない、話す時は唾液が飛ばないようにハンカチを口に当てるなどのエチケットを徹底する。
- ・談話室ではソファなど密着した場所の使用は原則禁止とする。座席の間隔を空けて食事、もしくは教室など広い空間で食事ができるように環境に配慮する。
- ・食事後は、唾液がついたゴミを、必ず密閉できる袋に入れ、袋の口をしっかりとしばった上で廃棄する。その後手洗いを徹底する。次の人のために、食べた場所周辺の清拭も忘れずに行う。

⑤トイレの使用について（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・便器内は通常の清掃でよい
- ・トイレ使用前後に手洗いをする
- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふた、推薦レバーなど）は、適時清拭、消毒する
- ・トイレふたは閉めて汚物を流すように指導する
- ・ペーパータオル、もしくは清潔なハンカチで手を拭く

⑥談話室の利用について（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らすため、間隔を空けて椅子を設置する
- ・対面で会話や食事を控えるようにする

- ・ 常時換気する
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、使用後に清拭する
- ・ 入退室前後に手洗い、もしくはアルコール消毒液による手指消毒を行う
- ・ 談話する場所として、天候の良い日は屋外の選択も考慮する。

⑦ごみの廃棄

- ・ 鼻水や唾液などが付いたゴミは、学生や教職員が個別にビニール袋を用意し、密閉して縛って廃棄する
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いする

⑧清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や塩素系漂白剤を用いて清掃する。
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後などに清拭消毒することが重要である。
- ・ 手が触れることがない床や壁は、通曉の清掃でよい。

⑨体育について

- ・ 体育の授業における学生のマスク着用は必須ではありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、学生の間隔を十分確保できるように教育方法を検討するなど、柔軟な対応が必要である
- ・ 授業開始前、授業後に手洗いをし、清潔な衣類を着用できるように指導する。
授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまで、学生間の距離を2 m以上確保する。また、ランニングなどで同じ方向に動く場合は、更に距離を確保するよう留意する。学生同士が教えあう場面においては、2 mの距離確保に合わせて、不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- ・ 軽度な運動を行う場合や学生がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。ただし、N95マスクなど医療用や産業用のマスクではなく、家庭用マスクの着用を指導する。
- ・ 日常から、学生が教員に体調を報告しやすいよう関係を作り、呼吸困難感がある場合や呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の学生から離れて休息するよう指導する。
- ・ 当面の間、地域の感染状況を踏まえて、熱中症事故の防止に留意しつつ、可能な限り屋外で実施すること。
体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼吸が激しくなるような運動は避けるように教育方法を検討する。また、体育館利用時は、十分に換気し、消毒液の使用（消毒液の設置、高頻度接触部位の清拭消毒）などにより、感染拡大防止のための防護措置等を徹底すること。
- ・ 毎朝の検温のみならず、体育の授業前にも必ず学生の体調確認を行い、体調不良時は体育の授業参加を見合わせる。見学の場合も、人との距離を空ける、マスク着用のための体調不良が起きないように日陰など安全な場所での見学を配慮する。
- ・ 教師は原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの体へのリスクがある場合や学生への指導のために、自らが運動を行う時には、学生との距離を確認した上で、マスクを外すことは問題ない。
- ・ 学生が密集する運動、近距離で組み合う運動などは、地域の感染状況を踏まえ、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなど、学科で工夫をすること。

⑩演習系の講義について

- ・ ①～⑨を参考に、安全を確保できるようにして実施を検討する。
- ・ 学生が密集する演習、近距離で組み合う演習などは、地域の感染状況を踏まえ、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなど、学科で工夫をすること。

⑪静養室や保健室の利用について

- ・原則体調不良者は帰宅、病院受診を勧める。女性の月経による腹痛の場合などで、習慣的に一時の休息で回復するものにおいては、学生に利用上の注意及び健康状態のヒアリングを十分した上で、利用を検討する。
- ・利用者名簿には状況（氏名、時間、症状）を必ず明記する。
- ・利用した場合は、必ずシーツ交換、シーツの洗濯、使用部位の清拭消毒を行う。

⑫その他

- ・高齢者や持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、学内への立ち入りには慎重に対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合は、随時対応を検討し、ガイドラインに追記していく。
- ・各学舎においては、感染症の知識への理解度、行動変容の状況などにより、更に具体的な行動指針をガイドラインに基づいて作成する。

※文部科学省、厚生労働省等からの通知等

- ・大阪府HP 「感染拡大予防にかかる標準的予防策【大学等（大学・各種学校等）】」（更新日令和2年5月15日）
- ・「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（事務連絡令和2年5月21日）